

令和7年2月26日

報道機関各位

自然保護課

五所川原市における野鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う「野鳥監視重点区域」指定の解除について

五所川原市で回収された死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを受けて環境省が令和7年1月29日(水)に指定した野鳥監視重点区域について、県では週1回、10か所の野鳥の監視をしてきたところですが、指定以降、同区域内において異常が認められなかったため、環境省が令和7年2月25日(火)24時をもって同区域の指定を解除したのでお知らせします。

なお、全国の野鳥サーベイランスにおける対応レベルが、依然として最高レベルの3となっていることから、各県民局で1か所設定している渡り鳥の主な飛来地における野鳥の監視(月2回)は継続します。

【参考情報】

環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

報道機関用提出資料(連絡先)		
担当課		環境エネルギー部 自然保護課自然環境グループ 総括主幹 辻 健一郎
電話番号	内線	6505
	直通	017-734-9257
報道監		環境エネルギー部 次長 山舘 清章